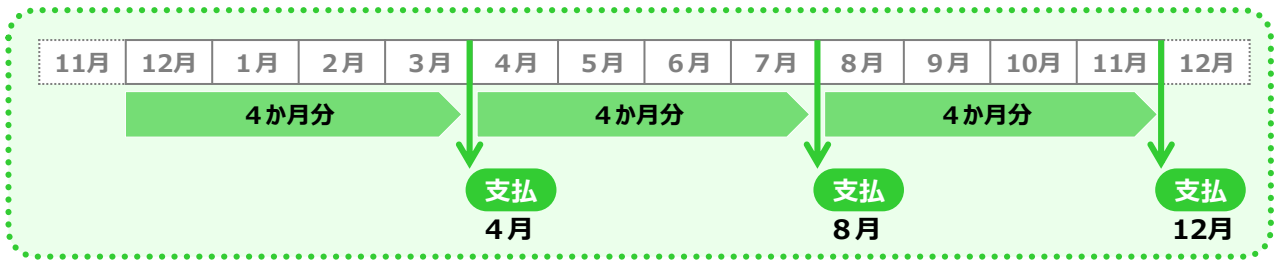


# 「児童扶養手当」が年6回払いになります

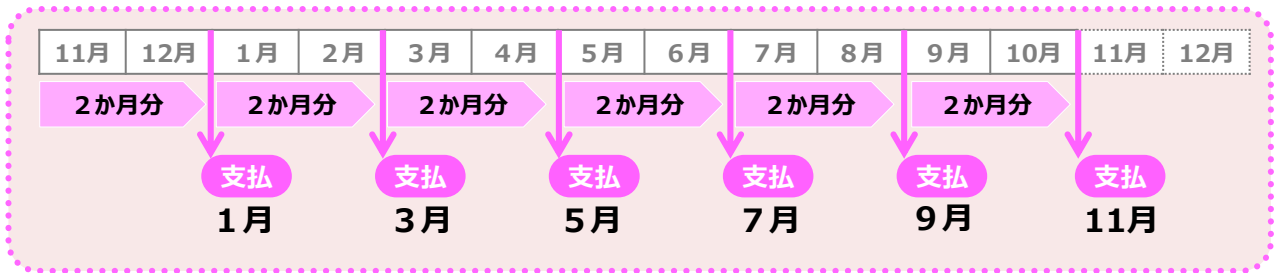
「児童扶養手当法」の一部を改正し、2019年11月分の児童扶養手当から支払回数を〈4か月分ずつ年3回〉→〈2か月分ずつ年6回〉に見直します。

## 2019年11月分からは、奇数月に年6回、各2か月分を受け取れます

現在  
(3回払い)



改正後  
(6回払い)



### 今後の支払スケジュール (2018年4月~2021年3月)

2018年 (平成30年)								(*1)	2019年 (平成31年)		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支払				支払 (現況届)				支払			
2019年								(*2)	2020年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支払				支払 (現況届)			支払		支払		支払
2020年									2021年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	支払		支払 (現況届)		支払		支払		支払		支払

(\*1) 現在、8月の現況届時にご提出いただく前年所得によって、必要がある場合は、12月支払分から手当額の変更を行っていますが、制度変更後は、翌年1月支払分から手当額の変更を行います。

(\*2) 支払月が変わる2019年11月の支払は、同年8月分から同年10月分までの3か月分が支払われます。これ以降は、1・3・5・7・9・11月の年6回、それぞれの支払月の前月までの2か月分が支払われます。

詳しくは、お住まいの市町へお問い合わせください。